

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

○マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 ※小数点第2位以下を四捨五入

<本 社>

①	派遣労働者の数	5 人	(2025年6月1日付け派遣労働者数)
②	派遣先の数	2 社	(2024年度派遣先事業所数 実数)
③	労働者派遣に関する料金額	49,965 円/日(8時間)	(2024年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
④	派遣労働者の賃金額	33,027 円/日(8時間)	(2024年度派遣労働者の賃金額の平均額)
⑤	マージン率	33.8%	(2024年度マージン率の平均)
⑥	労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	: 有	
	・ 上記労使協定の有効期間	: 2025年4月1日～2026年3月31日	
	・ 上記労使協定の対象となる労働者の範囲	: 全ての派遣労働者	
⑦	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項		
	・ 派遣就業先の業務内容に応じた訓練を派遣就業前及び派遣就業中に行います。(3D CAD研修など)		
	・ キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社 045-521-6665	(担当: 鈴木)

2025.6.1 SKE